平成２２年（フ）第５６４号
金沢市尾張町２丁目４番11号　人人ビル401
債務者　田口　政人
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１１号
埼玉県羽生市中央２丁目10番17号
債務者　本田　良信
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１９０号
富山県高岡市小馬出町６番地
債務者　谷道　俊雄
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　光玉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６７５号
岐阜市一日市場１丁目１番地３
債務者　山野内健一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
和歌山県田辺市湊533番地の９　谷本アパート二号室
債務者　北條　眞琴
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６５８８号
大阪府守口市八雲東町２丁目27番７号
債務者　川﨑由紀夫
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５３号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番２―302号
債務者　中野真智子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８１１号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目27番８号　バウハウス203号
債務者　小室　雄一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２０号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目６番15―404号
債務者　永冨　勇児
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２１号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目６番15―404号
債務者　永冨実枝子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１４号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1300番地―２―507号　萩園サンハイム
債務者　大野きぬゑ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1300番地―２―507号　萩園サンハイム
債務者　大野あさみ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６号
岡山県勝田郡奈義町中島東656番地
債務者　中村　恒子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２７７１号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目38番13―107号
債務者　井上　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４４号
横浜市南区大岡１丁目60番２号
債務者　加亜手留こと　カーテル　ジェリー　スティーブ　ジュニア
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６０号
横浜市中区小港町１丁目１番地５　ビューコート小港11号棟505号室
債務者　柏木　秀彦
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部